

相続に関し家庭裁判所で調停

参 考 資 料

◆家事審判法(家庭裁判所)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO152.html>

◆家事審判規則(原文は縦書き)

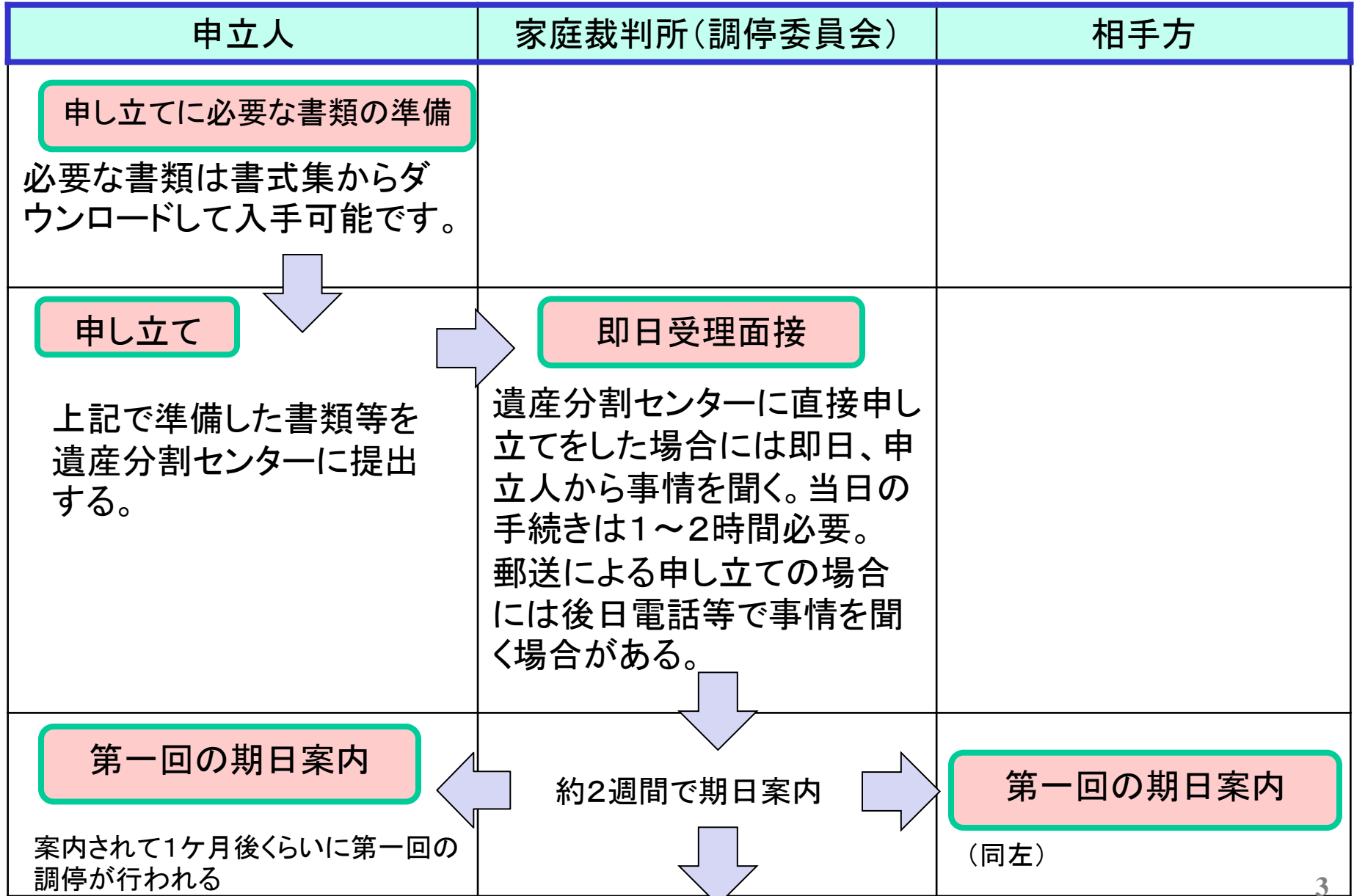
http://www.courts.go.jp/vcms_lf/120403Kashinki.pdf

目次

	頁	
遺産分割調停の一般的な流れ	3	
解説	1. 調停と審判の手続き	6
	2. 申立人、3. 申立先、4. 申立に必要な費用	7
	5. 申立に必要な書類	8
	6. 遺産分割調停の申立書	9
	7. 調停手続き(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	10
	8. 調停手続きの終了	13
	9. 審判による分割	14
参考	申立に必要な書類一式と事例集	18

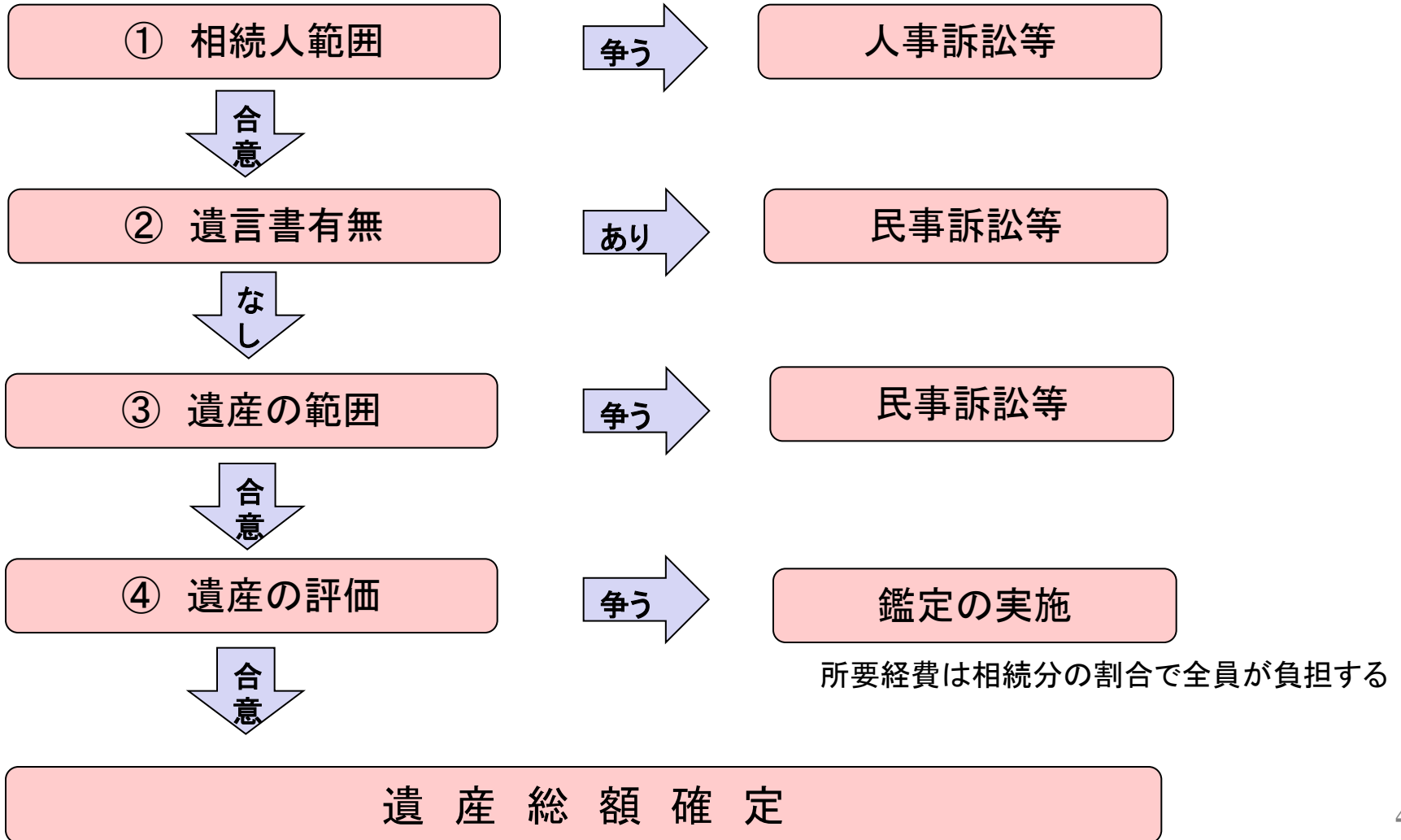
遺産分割調停の一般的な流れ

出典: 京都家庭裁判所



調停期日

調停は、大よそ1~2ヶ月に一期(2時間程度)のペースで開かれ、問題が解決するまで、調停期日を重ねます(合意できる見込みがなくなると、調停委員会が不成立の判断をすることがあります)。原則として下記の順に論点を整理してゆきます。



遺産の分割

⑤遺産の分割方法

合意

調停成立

NO

合意で
きない

審判

審判書正本(または謄本)受領後、2週間以内に不服の申立て(即時抗告)がない場合

審判確定

審判書正本(または謄本)受領後、2週間以内に不服の申立て(即時抗告)がある場合

高等裁判所による審理

1. 調停と審判の手続き

出典: 京都家庭裁判所

被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の間で話し合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することができます。

調停手続を利用する場合は、遺産分割調停事件として申し立てます。この調停は、相続人のうちの1人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てるものです。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、家事審判官(裁判官)が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2. 申立人 3. 申立先 4. 申立てに必要な費用

2. 申立人: 遺産分割調停の当事者は、各相続人です。

- 共同相続人
- 包括受遺者
- 相続分譲受人
- 遺言執行者(包括遺贈の場合)

3. 申立先:

相手方のうちの一人の住所地の家庭裁判所、又は当事者が合意で定める家庭裁判所。

管轄裁判所を調べたい方はこちら

<http://www.courts.go.jp/saiban/kankatu/index.html>

4. 申立てに必要な費用:

- 被相続人1人につき収入印紙1200円分
 - 連絡用の郵便切手(申立てされる家庭裁判所へ確認してください。
- なお、各裁判所のウェブサイトの「裁判手続を利用する方へ」中に掲載されている場合もあります。)

5. 申立てに必要な書類

【申立てに必要な書類】

(1) 申立書1通(家庭裁判所に用意されている。6の書式及び記載例をご利用ください。)

(2) 標準的な申立添付書類

※ 同じ書類は1通で足够了。

※ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。

※ 申立前に入手できない戸籍等がある場合は、その戸籍等は申立後に追加提出することでも差し支えありません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

【共通】

(1) 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本

(2) 相続人全員の戸籍謄本、住民票(又は戸籍附票)

(3) 被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している方がいらっしゃる場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本

(4) 遺産に関する証明書(不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書, 預貯金通帳の写し又は残高証明書, 有価証券写し等)

(5) 収入印紙 1200円 連絡用の郵便切手(申立した家庭裁判所に確認する)

6. 遺産分割調停の申立書(事例など)

◆ http://www.courts.go.jp/saiban/syosiki_kazityoutei/syosiki_01_34/index.html

これは遺産分割調停の申立てをする場合の申立書記入例です。実際に申立てを受けた家庭裁判所では、判断するためにさらに書面で照会したり、直接事情をおたずねする場合があります。裁判所からの照会や呼出しには必ず応じるようにしてください。

書式のダウンロード(上記のURLより行う)

- 遺産分割調停申立書(PDF:147KB)
- 土地遺産目録(PDF:64KB)
- 建物遺産目録(PDF:71KB)
- 現金・預貯金・株式等遺産目録(PDF:66KB)
- 当事者等目録(PDF:101KB)

書式の記入例(上記のURLより行う)

- 記入例(遺産分割)(PDF:409KB)

7. 調停手続き I

(1) 調停機関：

家庭裁判所は相手側の住所に近いところを選択する。

調停は、家事審判官及び調停委員をもって組織する家事調停委員会が行います。実務上は、弁護士その他の専門家を含む2名の調停委員が家事審判官の意見を聞きながら、事件の実情の聴取、調停の勧告を行います。

(2) 調停手続：

遺産分割調停は、調停期日に出頭すると調停委員が、申立人と相手の双方から直接事情や意見などを聞くが、これは非公開で行われます。

具体的には申立人と相手方は、交互に調停室に入室し、個別に調停委員から事情聴取されることとなります。

調停委員は、家庭裁判所の裁判官に状況を報告し、調停の進捗状況を決めてゆきます。必要に応じ、家庭裁判所の調査官が事情を聞くこともあります。

何回か(例:3回)行われたところで、調停委員から調停案が出されます。その調停案に双方が合意すれば調停終了となります。

(3) 分割の基準と態様：

調停による遺産分割は、当事者間の合意に基礎をおく協議による分割の一種であると考えられ、**分割の基準、方法、態様に制限はありません。**

もともと現実問題としては、相続分、特別受益、寄与分等の事情を考慮した分割方法によらなければ、調停の成立は困難な場合が多いでしょう。

調停手続きⅡ

(4) 遠隔地者等出頭困難な者がいる場合の手続の特則：

当事者が遠隔の地に居住していたり、病気、老齢等の理由により、調停期日に出頭することが客観的に困難な場合、あらかじめ調停委員会又は家庭裁判所から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭してその調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなされます。(家事審判法第21条の2、家事審判規則第137条の7、第137条の8)。

<上記の解説>

遠隔の地に居住していたり、病気、老齢等の理由により、調停期日に出頭することが客観的に困難な場合は、出頭せずとも遺産分割調停に加わる方法があります。

裁判所から調停期日の呼び出し状を受け取ったとき、回答書と題する書面が同封されていますから、「遠方に居住しているため呼出期日には出頭できない」ということ、「裁判所から調停条項案が提示されれば、その内容次第ですが、受諾する意思がある」ということを伝えておいて下さい。

裁判所で調停が進められ、いよいよ出頭した相続人間でいよいよ遺産分割調停が成立するという見込みになった時点で、裁判所から事前にその調停条項案を示して受諾する意思があるかどうかを問い合わせがなされます。

その際、調停条項案を受諾する旨の書面を提出すれば、次回期日に他の当事者が出頭してその調停条項案を受諾したとき、相続人全員の間合意が成立したものとみなされます。(家事審判法第21条の2)。

なお、遺産分割調停が係属している裁判所から囑託を受けた近隣の家庭裁判所の調査官が、意向を確認するため不出頭者の自宅を訪問することがあります。

調停手続きⅢ

(5) 相続の家事調停に参加してくれない人をどうするのか

家庭裁判所の調停申し立てをすると、相続人全員に呼出状が届きます。

この呼び出しを正当な理由なく無視をすると、5万円の罰金が課されます。

それでも、家庭裁判所の調停手続きに出席しない人もいます。

欠席の場合は自動的に調停不成立となり、家庭裁判所の審判手続きに移行します。

正当な理由なく欠席をされる方には、とても不利な判断が下されるようになっています。

ですから家庭裁判所の手続きを取りながら、無視をされ続けるのであれば、こちらにはとても有利な結果となります。

ということは相手に手紙や電話で連絡をとってみても無視をされて困ってしまった場合は、積極的に家庭裁判所を利用するとよいでしょう。

家庭裁判所の力を借りれば、無視をする相手に対しても、強制的に手続きに参加させることができるからです。

8. 調停手続の終了

(1) 調停の成立 :

調停において当事者間に合意が成立し、調停機関(調停委員会もしくは裁判所)がその合意が相当であると認めてこれを調停調書に記載することにより調停が成立します。
調停が成立すると、確定した審判と同一の効力を有します。

金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の具体的給付義務を定めた調停調書の記載は、執行力のある債務名義と同一の効力を有しますので、執行文等の付与を要することなく直ちに強制執行をすることができます。相続人は調停調書の正本を相続を証する書面として添付し、単独で登記申請をすることができます。

(2) 調停の不成立(不調) :

当事者間に合意の成立する見込みがない場合や成立した合意が相当でないと認められる場合には、調停機関は調停を成立しないものとして事件を終了させることができます。これを調停の不成立(不調)といいます。

合意の成立する見込みがあるかないかの判断は、調停機関によってなされます。合意が相当でない場合とは、公序良俗に反する合意事項を内容とする場合等、正義、公平の観点から許されない場合をいいます。

調停が不調となった場合には、調停の申立ての時に遺産分割の審判の申立てがあったものとみなされ、遺産分割事件について審判手続が開始することになります。

審判手続の開始にあたって、さらなる申立ては不要で、実務上は調停事件を取り扱った裁判所が審判事件を行うことになっています。

(3) 調停申立ての取下げ :

申立人は、調停の成立又は不成立までの間であればいつでも遺産分割調停の取下げをすることができます。取下げの方式は、実務上は書面によっています。

取下げに理由はいりませんし、訴訟手続と異なり、相手方の同意も必要ありません。但し、審判から調停に付された事件においては、調停のみの取下げはできません。

9. 審判による分割

(1)内容:

遺産分割の協議が調わなかったり、協議ができないときは、各相続人は家庭裁判所に対して、遺産分割の審判を請求することができます。

遺産分割の調停を申立てたものの、遺産分割調停が不成立となった場合、調停申立時に審判の申立てがあったものとみなされ、審判手続に移行します。

審判分割においては、家庭裁判所の審判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、各相続人の相続分に反しないよう分割を決定します。

協議や調停と異なり、当事者の合意がなくとも、分割方法が決定される点に審判の特色があります。

(2) 申立ての手続 I

1) 当事者:

遺産分割審判の当事者は、各相続人です。相続人と同一の権利義務を有する包括受遺者及び相続分の譲受人、包括遺贈の場合の遺言執行者も当事者となります。

これに対し、特定受遺者は、遺言の効力発生と同時にその遺産を取得するため、当事者とはなりません。

相手方の中に行先不明の者がいる場合には、不在者財産管理人の選任を家庭裁判所に対して行い、財産管理人を審判手続に参加させる必要があります。

2) 管轄裁判所:

審判の申立は、被相続人の住所地又は相続開始地を管轄する家庭裁判所に対して行います。

調停が不成立となって審判に移行した場合には、原則として調停手続を行った家庭裁判所が審判手続を行います。が、相続財産の鑑定に著しい支障が生じる場合や尋問を要する参考人等が他の管轄家庭裁判所区域内に多数存在するなど、事件処理をするために適当であると認められる場合には、事件を移送することができます。

申立ての手続 II

3) 審判手続 :

イ. 審理手続 :

法律上は、審判官に加えて参与員の立ち合いが認められていますが、実務の運用では、家事審判官が単独で審判を行っています。

家事審判手続は、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図るため、国家が後見の見地から遺産に関する関係に介入し、裁量的、合目的に具体的な分割方法を決定する手続です。

そのため、通常の訴訟手続と異なり、**家庭裁判所は、職権で事実の調査及び必要と認める証拠調べを行い、審理は非公開で行われます。**

また、やむを得ない事由がある場合を除き、事件の関係人自身が出頭することが要求されています。

ロ. 分割の基準と態様 :

遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して行われます。

審判においては、分割協議や遺産分割調停と異なり、家庭裁判所が裁量により相続分を増減することは許されないとされています(最判昭36.9.6)。

分割の態様には、現物分割、換価分割、代償分割、共有分割、用益権設定による分割及びこれらを併用する等の方法があり、裁判官の裁量的判断により決定されることとなります。

申立ての手続 III

4) 審判手続の終了:

イ. 審判の認容、却下:

認容の審判は、申立てが適法であり、かつ遺産分割の処分をなすべきものと認められる場合になされるものです。

確定した審判により、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他給付を命ずるものについて、執行文の付与を要することなく直ちに強制執行することができます。

却下の審判は、申立てが不適用、又は分割の理由ないし必要がない場合になされるものです。

遺産分割審判は、告知を受けた日から起算して2週間が経過すると確定し効力を生じます。

審判に対し、不服のある当事者は、この期間内に即時抗告をすることができます

抗告審が即時抗告の理由があると認めるときは、原審判を取消した上、事件を原審家庭裁判所に差し戻すのが原則であり、すでに事実関係が明らかであるなど例外的な場合には原審判を取り消して自ら審判に代わる裁判を行います。

ロ. 審判申立ての取下げ:

申立人は、審判の確定前であればいつでも審判申立を取下げることができます。民事訴訟手続と異なり相手方の同意は不要です。

但し、数人が共同して申立てをしている場合には、全員による取下げが必要です。取下げの方式は、実務上は書面により行っています。

ハ. 調停の成立

審判から調停に付され、その調停が成立した場合には、審判は何らの手続を要せず当然に終了します。

受付印		遺 産 分 割 審 判 申 立 書 調 停
収入印紙 円		(この欄に収入印紙をはる。1件について1,200円分) (はった印紙に押印しないでください。)
予納郵便切手 円		

準口頭		関連事件番号 平成 年(家)第	号
-----	--	------------------	---

家庭裁判所 御中	申 立 人 〔又は法定代 理人など〕 の署名押印 又は記名押印	印
平成 年 月 日		

添付書類	(同じ書類は1通で足りません。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。)
	<input type="checkbox"/> 戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 合計 通 <input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍附票 合計 通 <input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 合計 通 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 合計 通 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳写し又は残高証明書 合計 通 <input type="checkbox"/> 有価証券写し 合計 通 <input type="checkbox"/>

当 事 者	別紙当事者等目録記載のとおり		
被 相 続 人	本 籍	都 道 府 県	
	最 後 の 住 所		
	フリガナ 氏 名	平成 年 月 日死亡	

申 立 て の 趣 旨			
被相続人の遺産の分割の 審判 ・ 調停 を求める。			
申 立 て の 実 情			
申立ての理由	種 類	遺 産	
※ 1 相続人の資格に争いがある。 2 遺産の範囲に争いがある。 3 分割方法が決まらない。 4 その他 []	※	1 土地 2 建物 3 現金 4 預・貯金 5 株式等 []	6 貸金等の債権 7 借地権・借家権 8 その他 []
	内 容	別紙遺産目録記載のとおり	
	被相続人の債務	※	1 有 2 無 3 不明
	☆特 別 受 益	※	1 有 2 無 3 不明
	遺 言	※	1 有 2 無 3 不明 (「有」の場合で入手できる場合は、遺言書写しを添付してください。)
備 考			

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、申立ての理由欄の4及び遺産欄の8を選んだ場合には、具体的に記入してください。 ☆の部分は、被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無について記入してください。

遺 産 目 録 (建 物)

番 号	所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	備 考
					平方メートル	

(注) 建物1個ごとに番号を付けてください。

遺産 (/)

遺 産 目 録 (土 地)

番号	所 在	地 番	地 目	面 積	備 考
		番		平方メートル	

遺 産 目 録 (現金, 預・貯金, 株式等)

番号	品 目	单 位	数 量 (金 額)	備 考

当 事 者 等 目 録

※	本 籍	都 道 府 県
	住 所	〒 - 電話 () () 方
	連 絡 先	〒 - 電話 () () 方
	フリガナ 氏 名	大正昭和 平成 年 月 日生
	職 業	被相続人 との続柄
	備 考	
※	本 籍	都 道 府 県
	住 所	〒 - 電話 () () 方
	連 絡 先	〒 - 電話 () () 方
	フリガナ 氏 名	大正昭和 平成 年 月 日生
	職 業	被相続人 との続柄
	備 考	
※	本 籍	都 道 府 県
	住 所	〒 - 電話 () () 方
	連 絡 先	〒 - 電話 () () 方
	フリガナ 氏 名	大正昭和 平成 年 月 日生
	職 業	被相続人 との続柄
	備 考	
※	本 籍	都 道 府 県
	住 所	〒 - 電話 () () 方
	連 絡 先	〒 - 電話 () () 方
	フリガナ 氏 名	大正昭和 平成 年 月 日生
	職 業	被相続人 との続柄
	備 考	

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は、申立人、相手方又は利害関係人の区別を記入してください。備考欄には、代理人の氏名と連絡先、当該相続人が被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている場合にはその旨及びその他の事項を記載してください。

遺産 (/)

記入例 被相続人の長女が共同相続人を相手に遺産分割を求める場合

申立書を提出する裁判所

作成年月日

収入印紙 円 予納郵便切手 円		受付印 遺産分割審判申立書 調停 (この欄に収入印紙をはる。1件について1,200円分) 印紙 (はった印紙に押印しないでください。) 申立人 [又は法定代理人など] の署名押印 又は記名押印 乙野 春子 (印) 平成 〇 年 〇 月 〇 日
準口頭 関連事件番号 平成 年 (家) 第 号	添付書類 (同じ書類は1通で足ります。審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input type="checkbox"/> 戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 合計 通 <input type="checkbox"/> 住民票又は戸籍附票 合計 通 <input type="checkbox"/> 不動産登記事項証明書 合計 通 <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 合計 通 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳写し又は残高証明書 合計 通 <input type="checkbox"/> 有価証券写し 合計 通 <input type="checkbox"/>	

当事者	別紙当事者等目録記載のとおり	
被相続人	本籍	〇〇 都府 〇〇 市 〇〇 町 〇番地
	最後の住所	〇〇 県 〇〇 市 〇〇 町 〇号
	フリガナ氏名	アヤマ 太郎 平成 〇 年 〇 月 〇 日死亡

申立ての趣旨		
被相続人の遺産の分割の 審判・調停 を求める。		
申立ての実情		
申立ての理由	遺産	
※ 1 相続人の資格に争いがある。 ② 遺産の範囲に争いがある。 ③ 分割方法が決まらない。 ④ その他 相手方(丙川秋子)は申立人の再三にわたる遺産分割協議の申出に応じないばかりか遺産である土地を自己の物であると主張している。	種類 ※ ① 土地 6 ② 建物 7 ③ 現金 8 ④ 預・貯金 ⑤ 株式等	貸金等の債権 借地権・借家権 その他
	内容 別紙遺産目録記載のとおり	
	被相続人の債務	※ 1 有 2 無 ③ 不明
	☆特別受益	※ ① 有 2 無 3 不明
	遺言	※ 1 有 ② 無 3 不明 (「有」の場合で入手できる場合は、遺言書写しを添付してください。)
備考	相手方(甲山夏夫)は、被相続人から生前自宅新築資金として、300万円の贈与を受けている。相手方(甲山花子)は、入院療養中のため調停への出頭は困難であるが、早期の遺産分割を望んでいる。	

「有」の場合、債務の詳細を「備考」欄に記入してください。

「有」の場合、遺言の種類等を「備考」欄に記入してください。

申立ての理由等を分かりやすく簡潔に記入してください。

(注) 大枠の中だけ記入してください。※の部分は、当てはまる番号を○で囲み、申立ての理由欄の4及び遺産欄の8を選んだ場合には、具体的に記入してください。☆の部分は、被相続人から生前に贈与を受けている等特別な利益を受けている者の有無について記入してください。

遺産 (1 /)

遺産分割の調停又は審判の手続を進めるにあたって、参考となる事情があれば分かりやすく簡潔に記入してください。

当事者等目録

申立人・相手方（申立人以外の共同相続人全員）、利害関係人の区別を明らかにした上、該当する者全員を記入してください。

※	本籍	〇〇 都道府県 〇〇市〇〇町〇番地
申立人	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇アパート〇号 () 方)
	連絡先	〒 - 電話 () () 方)
	フリガナ名	芝野 春子 大正昭和平成 〇 年 〇 月 〇 日生
	職業	主婦 被相続人との続柄 長女
	備考	
※	本籍	〇〇 都道府県 〇〇市〇〇町〇番地
相手方	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 () 方)
	連絡先	〒 - 電話 () () 方)
	フリガナ名	甲山 花子 大正昭和平成 〇 年 〇 月 〇 日生
	職業	無職 被相続人との続柄 妻
	備考	
※	本籍	〇〇 都道府県 〇〇市〇〇町〇番地
相手方	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 () 方)
	連絡先	〒 - 電話 () () 方)
	フリガナ名	甲山 夏夫 大正昭和平成 〇 年 〇 月 〇 日生
	職業	会社員 被相続人との続柄 長男
	備考	
※	本籍	都道府県

平日の日中に連絡のつく番号を記入してください（携帯電話でも構いません）。
裁判所から連絡がとれるように正確に記入してください。
住所で確実に連絡できるときは記入しないでください。

遺産目録（土地）

不動産の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の記載のとおり記入してください。

番号	所在	地番	地目	面積	備考
1	〇〇県〇〇市〇〇町	〇 〇	宅地	平方メートル 200 00	建物1の敷地
2	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目	〇 〇	宅地	平方メートル 480 00	建物2の敷地

遺産の全部（不明なものは除く。）を記入してください。

遺 産 目 録 (建 物)

番号	所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	床 面 積	備 考
1	〇〇県〇〇市〇〇町 〇番〇号	〇〇	居宅	木造かわらかき 平家建	平方メートル 90 00	内川秋子が 居住
2	〇〇県〇〇市〇〇町 丁目〇番〇号	〇〇	共同 住宅	軽量鉄骨造 陸屋根2階建	1階320 00 2階320 00	貸アパート

遺産の全部（不明なものは除く。）を記入してください。

遺 産 目 録 (現金, 預・貯金, 株式等)

番号	品 目	単 位	数 量 (金 額)	備 考
1	〇〇銀行〇〇支店定期預金 (番号〇〇〇〇〇〇〇)		3,000,000円	甲山花子が 保管
2	〇〇株式会社株式	50円	8,000株	甲山花子が 保管

不動産の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）の記載のとおり記入してください。